

高島市市民課窓口封筒広告掲載募集要領

1 趣旨

高島市市民課が窓口で使用する封筒（以下「窓口封筒」という）に掲載する有料広告を募集します。

2 窓口封筒の使用目的

窓口封筒は、市民課および支所の窓口で発行した住民票などの証明書類を来庁者が持ち帰るために使用します。

市民課・支所で発行する証明書の一例は次のとおりです。

- (1) 住民票
- (2) 戸籍
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 所得証明書
- (5) 固定資産評価証明書
- (6) 納税証明書

※封筒は窓口に常設し希望される方にお使いいただきます。

3 募集する有料広告の概要

有料広告を掲載する窓口封筒の種類は、長形3号封筒の1種類です。

募集する有料広告については、次の表のとおりです。

封筒の種類	長形3号封筒
掲載位置	別図のとおり
掲載枚数	1万枚
寸法	たて55mm×横100mm
枠数	2枠
掲載料(消費税込)	1枠 25,000円
封筒の色	茶色
刷り色	黒色1色
広告デザインの数	1枠につき1デザインのみ

4 窓口封筒の使用期間

令和8年4月頃から今回作成する封筒がなくなる日まで

5 応募資格

高島市の税の滞納がない者

6 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、広告の原稿その他必要書類を添付したうえで、持参または郵送によりお申し込みください。広告の原稿についてはメールでの送付も可とします。
- (2) 広告枠の希望位置を指定してください。
- (3) 応募の結果、広告枠に空欄が生じる場合は、応募者の希望により2以上の広告枠の使用をすることができます。

7 申込期限

令和8年3月19日（木）必着

8 申込み先および問合せ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

高島市役所 市民生活部 市民課

TEL 0740-25-8018

E-mail shimin@city.takashima.lg.jp

9 掲載することができない広告

次のいずれかに該当する広告は、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念を抱かせ、または危害を加えるおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

これらのほか、掲載できる広告の基準については、高島市広告掲載基準で定めています。

10 広告の内容の審査

広告掲載の内容については、高島市広告審査会において審査します。

審査の結果、内容の修正または削除などが必要なときは、応募者に依頼します。この場合、正当な理由がなければ、この依頼に応じなければなりません。

11 広告掲載の決定

掲載する広告は抽選により決定します。

広告掲載の可否は、申込期間満了後、応募者全員にお知らせします。

12 広告掲載料の納付

広告掲載料の納付日などについては、広告掲載の決定とあわせてお知らせします。

13 その他

- (1) 窓口封筒の使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。
- (2) 使用期間中に広告のデザインなどを変更することはできません。
- (3) その他有料広告の掲載に関してわからないことや不明な点がある場合はその都度問い合わせてください。

別図

